

【ダイオキシン類対策特別措置法】

①特定施設設置(使用・変更)届出書

概要	ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項(第 13 条第 1 項又は第 2 項、第 14 条第 1 項)の規定による、特定施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	ダイオキシン類対策特別措置法 特定施設設置(使用・変更)届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の60日前まで
提出者	届出者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者(窓口に持参する方は、どなたでもかまいません)

②特定施設使用廃止届出書

概要	ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条の規定による、特定施設の廃止届
提出書類	ダイオキシン類対策特別措置法 特定施設使用廃止届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	廃止から 30 日以内
提出者	届出者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者(窓口に持参する方は、どなたでもかまいません)

③ダイオキシン類測定結果報告書

概要	ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 3 項の規定による特定施設の測定結果報告
提出書類	1. ダイオキシン類測定結果報告書 2. ダイオキシン類測定結果報告書(別紙)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	試料採取から 60 日以内
提出者	届出者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者(窓口に持参する方は、どなたでもかまいません)